

# 第42回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ピー・シー・エー株式会社

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.pca.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の概要

### (A) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報（以下、職務執行情報という。）につき、当社文書管理規程、機密情報管理規程、個人情報管理規程及びそれに関する各マニュアル、細則及び社内通達（以下、文書管理規程等という。）に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。職務執行情報には、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、その他取締役会が決定する書類、文書管理規程で定めた重要書類を含むものとする。
- ② 職務執行情報は電子文書形式で記録するとともに必要な情報保護策を付してデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- ③ 前①②に係る事務は、管理本部長が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告する。
- ④ 取締役が職務の執行に関連して受発信する電子メールは、受発信後5年間保存する。
- ⑤ 代表取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程等に従って、文書の保存及び管理（廃棄を含む。）を適正に行うように指導するものとする。

### (B) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクを早期に発見しその発生を防ぐために、「リスク及び緊急事態管理規程」を制定し、事業活動に関するリスクを的確に把握し、リスク発生の未然防止を図る。
- ② リスク管理の実施状況については、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、平常時及び緊急時におけるリスク管理の実施状況の確認を行う。
- ③ 当社は、代表取締役に直属する部署として、内部監査室を設置し、代表取締役が任命した者にその職務を管掌させるとともに、内部監査を補助する専門性のある実施担当者を配置し、実効性を確保する。
- ④ 内部監査室は、内部監査規程に基づき、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目に漏れがないか否かを確認し、監査方法の改訂を行う。
- ⑤ 内部監査室は、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに代表取締役を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制が適切に構築・運用されていることを監査する。
- ⑥ 内部監査室の情報収集を容易とするために、内部監査室の存在意義を使用人に周知徹底し、損失の危険につながると思われる事象等を認識した場合には、適宜、内部監査室に報告するよう指導する。
- ⑦ 内部監査室は、取締役及び使用人に対して、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

### (C) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営本部、事業本部、開発本部、管理本部を設置し、取締役会において、各本部を担当し、職務執行する本部長（一部役員兼務）を任命する。
- ② 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために、取締役の合理的な職務分掌、決裁権限、チェック機能に関する規定を備えた権限規程を定める。
- ③ 取締役会は、合理的な経営方針の策定と全社的な重要事項についての検討をする経営企画会議、及び部門横断的な重要事項についての検討をする部長会等を設置する。
- ④ 代表取締役は、各部門間の連携が確保され、効率的に運用されていることを確認するための連絡会議（月曜会議）を開催する。
- ⑤ 代表取締役は、社外取締役、社外監査役等から定期的に取締役の職務執行の効率を改善するためのアドバイスを受け、必要に応じて改善プロジェクト・チームを設置する。

### (D) 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスの確保のための知識と経験を有する社外取締役及び社外監査役を選任する。
- ② 当社の取締役及び使用人に法令等のもとより、定款及び会社の社是・経営理念・行動規範（以下、コンプライアンス基本規範という。）の遵守を徹底するため、管理本部長の責任のもと、社外取締役及び社外監査役他のアドバイスを受け、コンプライアンスに対する意識向上の徹底を図る。
- ③ 当社の取締役及び使用人が法令等・コンプライアンス基本規範に違反する行為を発見した場合の報告体制として、代表取締役及び顧問弁護士への匿名での報告制度を含む内部通報制度を構築する。
- ④ 各本部を担当し、職務執行する役員は、担当部署における法令等・コンプライアンス基本規範の遵守状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を構築する。
- ⑤ 各本部を担当し、職務執行する役員は、法令等・コンプライアンス基本規範の遵守徹底を図るべく、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員を配置するとともに、使用人に対し、内部通報基本規程（ガイドライン）及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。

- (E) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループにおける内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤としながら、各子会社の特性・規模等を踏まえた上で、適切に構築するものとする。
  - ・ 当社グループの各代表取締役は、各社の内部統制システムの構築及び運用の権限と責任を負う。
  - ・ 経営企画室長は、関係会社管理規程に基づき、定期的に各子会社の経営状態及び業務執行についての報告を受けるものとする。
  - ・ 内部監査室長は、当社の内部監査のほか、子会社の内部監査部門又はこれに相当する部署と連携を図り、グループ監査を実施する。
- ① 子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 当社は、子会社の取締役及び当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼任させた者に、月1回、子会社の取締役会において、経営状態及び業務執行等の重要な情報を取得させ、当社及び経営企画室長に定期的に報告させるものとする。
  - (b) 当社は、当社の取締役会及び経営企画会議等の重要な会議体において、各子会社の代表取締役に、各子会社における前(a)の重要な情報について、報告させるものとする。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社は、当社のリスク管理基本規程に基づき、各子会社において適切なリスク管理の規程を整備した上で、当社グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
  - (b) 各子会社は、損失の危険を把握した場合には、直ちに認識または発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社のリスク管理委員会に報告される体制を構築する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、当社グループ経営の適切かつ効率的な運営に資するため、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定する。
  - (b) 当社は、各子会社の特性・規模等を踏まえた上で適切に、当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(C)）に準拠した体制を構築させるものとする。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、子会社各社においても、法令及び定款等の遵守を徹底するため、各子会社の代表取締役を責任役員として、その責任のもと、コンプライアンスに対する意識向上の徹底を図らせるものとする。
  - (b) 当社は、各子会社の特性・規模等を踏まえた上で適切に、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（前記(D)）に準拠した体制を構築させるものとする。
- (F) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役を補助する監査役会事務局を設置し、人員配置する。
  - ② 前①の具体的な内容については、監査役との適正な意思疎通に基づき、管理本部長その他の関係各方面の意見を十分に考慮して、検討する。
- (G) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に関する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人の人事考課については常勤監査役が行い、異動及び懲戒については監査役会の同意を必要とする。
  - ② 監査役会事務局の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
  - ③ 監査役を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令を受けないものとする。
- (H) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
  - (b) 前(a)の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
    - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
    - ・ 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
    - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
    - ・ コンプライアンス及びリスク情報に関する内容
    - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - (c) 監査役は経営企画会議、その他重要な会議に出席することができる。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、前①と同様に、当社の監査役に報告をするものとする。

- (I) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役に当該報告を行った者に対し、「内部通報基本規程」に基づき、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な取扱いを行うことも禁止している。
  - ② 監査役は、当該報告を行った者が特定される事項については、取締役会等への報告義務を負わない。
- (J) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ② 当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- (K) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査体制の実効性を高めるため、当社の常勤監査役を責任者として、内部監査室及び各子会社監査役を委員とする監査連絡会を設置する。
  - ② 監査連絡会は、監査役の職務を補助する部署（監査役会事務局）の設置に関する件、当社グループの監査体制と内部統制システムの体制との調整を図る。
  - ③ 監査役は、内部監査室が実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、修正を求めることができる。又、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定を求めることができる。
  - ④ 監査役は、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的な意見交換を行い、効率的で実効性のある監査を実施する。
  - ⑤ 代表取締役は、取締役又は使用人が監査役に報告しないなど、監査活動に非協力的な場合、当該取締役については、善管注意義務違反等により懲戒するべき旨を取締役に勧告し、当該使用人については、懲戒するべき旨の規程に基づき適切に処分する。

#### □. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、まず、2021年5月度の取締役会において、前事業年度内の内部統制の運用状況が報告され、内部統制報告書として、同6月度取締役会での承認決議を受けております。そして、内部統制システムに基づく2022年3月期内部統制評価の基本方針・計画案が、管理本部内で独立した立場で統制運用に携わる内部統制担当者より取締役会にて報告、了承され、同期の運用が行われました。また、当社グループの監査役、内部監査室、内部統制担当は連携し、定期的（毎月）に「監査連絡会」を催し、内部統制運用状況を含むグループ内の管理統制状況を適宜報告し、適切な運用に努めております。更に、内部監査室は当該運用確認を含む内部監査の報告を、定例取締役会に適宜報告し、当該状況の役員による把握に資してしております。また、リスク管理に関しては、「リスク及び緊急事態管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」により、適切な対応に努めております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	890,400	1,959,179	12,574,111	△1,379,037	14,044,654
当期変動額					
剰余金の配当			△226,655		△226,655
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,367,020		2,367,020
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,140,364	－	2,140,364
当期末残高	890,400	1,959,179	14,714,476	△1,379,037	16,185,018

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		株式引受権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,787,461	1,787,461	－	163,312	15,995,428
当期変動額					
剰余金の配当					△226,655
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,367,020
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,030,508	△1,030,508	137,054	39,305	△854,148
当期変動額合計	△1,030,508	△1,030,508	137,054	39,305	1,286,215
当期末残高	756,952	756,952	137,054	202,618	17,281,644

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 3社                                    |
| 連結子会社の名称 | 株式会社ケーイーシー<br>クロノス株式会社<br>株式会社ドリームホップ |

- ② 非連結子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用の範囲に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。  
また、連結子会社のうち決算日が5月31日であった、株式会社ドリームホップは決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しておりましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

###### その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び原材料：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備を除く）：定額法

建物以外……………定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

###### 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア……………見込販売数量に基づく償却又は販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

###### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、下記の区分に応じそれぞれの金額を計上しております。

一般債権……………貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等…個別債権の回収可能性を考慮した、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

#### 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

#### 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では、役員の退職金支給に備えるため、役員退職金支給内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時に一括費用処理しております。

##### ・連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、オンプレミスのソフトウェア製品及び商品等の販売、クラウド及び保守サービスの提供などの事業を主に行っております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

##### ①ソフトウェア製品及び商品等の販売

オンプレミスのソフトウェア製品販売については、顧客との契約に基づき、会計ソフトなどのライセンスを供与する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。当該ライセンスの性質は使用権であり、ライセンスの引渡時に収益を認識しております。

専用帳票等の商品及び他社商品の販売については、顧客との契約に基づき、商品等の引渡しを行う義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。当該商品等の販売については、国内販売であり、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品等を出荷した時点で収益を認識しております。

##### ②クラウド・保守サービスの提供

クラウド・保守サービスについては顧客との契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。クラウド・保守サービスについては、契約期間中、常に財又はサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。

収益を認識する金額は、製品又はサービス等と交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額としております。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われ、重要な金融要素は含んでおりません。

また、代理人取引に該当する他社商品の販売は、受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で売上高を認識しております。

#### ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却を行っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高への影響はありません。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、他社商品販売について、従来は顧客から受け取る対価の総額で売上高を認識しておりましたが、代理人取引に該当する取引については売上高を受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で認識する方法に変更いたしました。

また一部の保守サービスについて、パッケージ製品に含めて出荷基準を適用し売上高を認識しておりましたが、他の保守サービスと同様に履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり売上高を認識する方法に変更いたしました。

その他、販売店の取引価格に対する報奨額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から報奨額を差し引いた額で売上高を計上する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,834,799千円、売上原価は1,610,933千円、それぞれ減少しました。一方、販売費及び一般管理費も21,178千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ202,687千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「流動負債」に表示していた「その他」に含まれていた「前受金」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより連結計算書類に与える影響額はありせん。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(株式会社ドリームホップに係るのれんの減損処理)

株式会社ドリームホップを取得したことに伴い計上したのれんについては、同社の超過収益力として認識し、取得時に作成した中期事業計画を踏まえてその効果の発現する期間(7年)にわたって償却しておりました。

当連結会計年度において、新規のサービス展開の遅れや、社内体制の変化等があったことから同社の事業計画を見直した結果、超過収益力が毀損し減損の兆候があると認められたため、使用価値により回収可能価額を測定し、のれん残高について全額減損損失として特別損失に計上しております。

この変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は174,750千円減少しております。



## 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,935,700千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,700千株	15,400千株	—	23,100千株

(注) 当社は、2021年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式数は15,400千株増加し、23,100千株となっております。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,033千株	2,067千株	—	3,100千株

(注) 当社は、2021年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、自己株式数は2,067千株増加し、3,100千株となっております。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2021年6月18日開催の第41回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 226,655千円
- ・1株当たり配当額 34円00銭
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月21日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2022年6月22日開催の第42回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 479,976千円
- ・1株当たり配当額 24円00銭
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月23日
- ・配当の原資 利益剰余金

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2021年6月18日開催の定時株主総会決議による「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

### (4) 株式引受権に関する事項

当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数

普通株式 73千株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に債券等及び配当収入を期待する株式の運用ですが、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程及び売掛債権管理に関しての内規に従い、営業部門並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

##### (iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(非上場株式、連結貸借対照表計上額101,638千円)は次表には含まれておりません。  
(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,755,102	1,746,910	△8,192
其他有価証券	1,173,433	1,173,433	—
資産計	2,928,535	2,920,343	△8,192
該当事項はありません	—	—	—
負債計	—	—	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,555,100	1,551,640	△3,460
	その他	200,002	195,270	△4,732
	小計	1,755,102	1,746,910	△8,192
合計		1,755,102	1,746,910	△8,192

その他有価証券における種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	82,397	1,173,290	1,090,893
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	325	142	△183
合計		82,723	1,173,433	1,090,710

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,090,242	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,303,563	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	500,000	1,050,000	—
満期保有目的の債券(その他)	—	200,000	—	—
合計	18,393,806	700,000	1,050,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,173,433	—	—	1,173,433
資産計	1,173,433	—	—	1,173,433
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	—	1,551,640	—	1,551,640
満期保有目的の債券(その他)	—	99,970	95,300	195,270
資産計	—	1,651,610	95,300	1,746,910
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない社債及びその他債券は、その時価をレベル2の時価に分類しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。相場価額が入手できない仕組債等は、取引金融機関等から入手した価格によっており、インカム・アプローチを採用し、キャッシュフローについては現在価値技法（割引率調整法もしくは期待現在価値法）を、オプションの評価には無裁定価格理論（ブラック・ショールズによる公式に代表される、市場に裁定取引が存在しないことを前提としてオプションの価格付けを行う手法）を使用しております。流動性の調整については一部でコスト・アプローチを用いて時価が算定されています。時価の算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、円貨スワップレート、クレジット・スプレッド等が含まれます。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	一時点で認識する収益 (千円)	一定期間にわたって認 識する収益 (千円)	合計 (千円)	構成比 (%)
製品 (従来型ソフトウェア)	2,954,121	—	2,954,121	22.1
商品（帳票等）	439,084	—	439,084	3.3
保守サービス	—	3,316,726	3,316,726	24.8
クラウドサービス	—	5,568,545	5,568,545	41.6
その他営業収入	1,060,356	43,381	1,103,737	8.2
合計	4,453,561	8,928,653	13,382,214	100.0

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） (2021年4月1日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	8,329	9,273
売掛金	2,004,307	2,294,290
契約負債		
契約負債	5,507,921	7,364,016

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,792,263千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び利益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	4,866,930
1年超	2,000,950
合計	6,867,880

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	847円14銭
(2) 1株当たりの当期純利益	118円36銭

- (注) 1. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、7円3銭減少しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
			自己株式 処分差益			別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	890,400	1,919,120	40,059	1,959,179	222,600	2,000,000	8,983,558	11,206,158
当期変動額								
剰余金の配当							△226,655	△226,655
当期純利益							2,163,808	2,163,808
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,937,152	1,937,152
当期末残高	890,400	1,919,120	40,059	1,959,179	222,600	2,000,000	10,920,711	13,143,311

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		株式引受権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,379,037	12,676,700	1,787,461	1,787,461	-	14,464,162
当期変動額						
剰余金の配当		△226,655				△226,655
当期純利益		2,163,808				2,163,808
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			△1,030,508	△1,030,508	137,054	△893,454
当期変動額合計	-	1,937,152	△1,030,508	△1,030,508	137,054	1,043,698
当期末残高	△1,379,037	14,613,853	756,952	756,952	137,054	15,507,860

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び原材料……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備を除く）：定額法

建物以外……………定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア……………見込販売数量に基づく償却又は販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、下記の区分に応じそれぞれの金額を計上しております。

一般債権……………貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等…個別債権の回収可能性を考慮した、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時に一括費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、オンプレミスのソフトウェア製品及び商品等の販売、クラウド及び保守サービスの提供などの事業を主に行っております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

##### ① ソフトウェア製品及び商品等の販売

オンプレミスのソフトウェア製品販売については、顧客との契約に基づき、会計ソフトなどのライセンスを供与する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。当該ライセンスの性質は使用权であり、ライセンスの引渡時に収益を認識しております。

専用帳票等の商品及び他社商品の販売については、顧客との契約に基づき、商品等の引渡しを行う義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。当該商品等の販売については、国内販売であり、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品等を出荷した時点で収益を認識しております。



## ②クラウド・保守サービスの提供

クラウド・保守サービスについては顧客との契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務と識別しております。クラウド・保守サービスについては、契約期間中、常に財又はサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じた期間按分し、収益を認識しております。

収益を認識する金額は、製品又はサービス等と交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額としております。取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われ、重要な金融要素は含んでおりません。

また、代理人取引に該当する他社商品の販売は、受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で売上高を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当事業年度の利益剰余金の期首残高への影響はありません。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、他社商品販売について、従来は顧客から受け取る対価の総額で売上高を認識しておりましたが、代理人取引に該当する取引については売上高を受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で認識する方法に変更いたしました。

また一部の保守サービスについて、パッケージ製品に含めて出荷基準を適用し売上高を認識しておりましたが、他の保守サービスと同様に履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり売上高を認識する方法に変更いたしました。

その他、販売店の取引価格に対する報奨額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から報奨額を差し引いた額で売上高を計上する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は3,234,421千円、売上原価は2,961,799千円、それぞれ減少しました。一方、販売費及び一般管理費も21,178千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ251,443千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」、「流動負債」に表示していた「その他」に含まれていた「前受金」及び「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

一株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより計算書類に与える影響額はありませぬ。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(株式会社ドリームホップに係る関係会社株式の減損処理)

株式会社ドリームホップ株式の取得価額は、その取得時に同社の純資産より高い対価が支払われたことにより、そのほとんどが超過収益力相当額となっております。

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、取得価額をもって貸借対照表価額に計上しますが、実質価額が取得価額よりも著しく下落した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上が必要となります。

当事業年度において、新規のサービス展開の遅れや、社内体制の変化等があったことから同社の事業計画を見直した結果、同社の超過収益力を含めた実質価額に著しい下落があると認められたため、関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

この変更により、当事業年度の税引前当期純利益は188,389千円減少しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,843,296千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	37,347千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	257,051千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	292,522千円
仕入高	800,593千円
その他の営業取引高	7,574千円
営業取引以外の取引	123,828千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,033千株	2,067千株	—	3,100千株

(注) 当社は、2021年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、自己株式数は2,067千株増加し、3,100千株となっております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
契約負債	411,237千円
未払事業税否認額	4,714千円
賞与引当金否認額	101,480千円
退職給付引当金否認額	418,491千円
ソフトウェア	84,824千円
その他	172,401千円
小計	1,193,149千円
評価性引当額	△134,623千円
繰延税金資産合計	1,058,526千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	333,757千円
繰延税金負債合計	333,757千円
繰延税金資産の純額	724,768千円

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 768円58銭  
(2) 1株当たりの当期純利益 108円20銭

(注) 1. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。  
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、8円73銭減少しております。

## 11. 退職給付会計に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度

当社は、確定給付型制度及び確定拠出制度として退職一時金制度及び総合設立型の企業年金基金に加入しております。なお、加入する総合設立型の企業年金基金は複数事業主制度に該当し、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

- (2) 確定給付制度

- ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,265,291千円
勤務費用	90,096千円
利息費用	4,705千円
数理計算上の差異の発生額	35,222千円
退職給付の支払額	△27,697千円

退職給付債務の期末残高 1,367,618千円

- ② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額

退職給付債務	1,367,618千円
退職給付引当金	1,367,618千円

- ③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注)	115,024千円
利息費用	4,705千円
数理計算上の差異の発生額	35,222千円
確定給付制度にかかる退職給付費用	154,952千円

(注) 企業年金基金に対する拠出額を「勤務費用」に含めております。

- ④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末の主な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.4%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出額は27,228千円であります。

(4) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は24,928千円であります。

① 複数事業主制度の直近の積み立て状況（2021年3月31日現在）

年金資産の額 54,166,754千円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額 52,445,038千円

差引額 1,721,716千円

② 複数事業主制度全体に占める当社の掛金拠出割合

（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 1.2%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、別途積立金1,721,716千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	隈元 裕	当社取締役 システムズ・ デザイン 株式会社 代表取締役	-	当社製品の 開発・組立 及び業務委託	製品の 生産委託 電話業務委託等	883,692	買掛金	66,208
					その他サービス 料の支払	142,951	未払金	16,070

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の取引については、市場価格を参考に決定しております。